

1

動物の愛護及び管理 に関する法律とは

1

目的

人と動物の共生する社会

動物の愛護

- 動物の虐待や遺棄の防止
- 動物の適正な取扱い
- 動物の健康や安全の保持

動物の管理

- 動物による危害の防止
- 生活環境保全上の支障の防止
- 人への迷惑の防止

この法律は、**人と動物の共生する社会の実現を図ること**を目的としています。動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて、命を大切にする心豊かで平和な社会を築くとともに、動物をかわいがるだけでなく正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や、騒音や悪臭など生活環境の保全上の支障を防止することを目指しています。



2

概要

(1) 基本原則

全ての人は、「命あるもの」である動物をみだりに殺傷したり苦しめることのないようにするだけでなく、人と動物が共生していくように、動物の習性をよく知り、適正に取り扱うようにしなければなりません。また、動物を取り扱う場合には、動物の種類や健康状態等に合わせて適切に餌や水を与え、必要な健康管理を行い、動物の種類や習性等に応じた環境を確保しなくてはなりません。

(2) 動物の飼い主の責任

動物の飼い主には、動物の所有者として、「命ある」動物を愛護し適切に管理する責任があります。動物の種類や習性などに応じて適正に飼養し、動物の健康と安全を守るとともに、動物が人に危害を加えたり、鳴き声や悪臭などで周囲に迷惑を及ぼすことがないように努めなくてはなりません。



また、動物の飼い主は、できる限りその動物が命を終えるまで適切に飼養（終生飼養）し、不妊去勢手術などの繁殖制限を行ってむやみな繁殖を避けること、動物同士や動物から人にうつる病気（感染症）の知識を持ち予防に注意を払うこと、動物が自分の所有であることを明らかにするために、マイクロチップや迷子札などの標識をつけることに努めなくてはなりません。

近年でも、飼養放棄された猫の繁殖が原因で多くの子猫が殺処分されています。不幸な命を増やさないためにも、飼い主は最後まで責任をもって飼うことが必要です。

⇒詳しくは p8「2 飼い主に守ってほしい7か条」

5つの自由 とは…

国際的に認められている、動物を適切に飼う（扱う）ための考え方です。

① 飢え・渴きからの自由

動物の種類や年齢や健康状態にあった適切なフードを与えましょう。
水は新鮮なものがいつでも飲めるようにしましょう。

② 痛み・負傷・病気からの自由

ケガや病気の場合には適切な治療を受けさせましょう。
日頃から病気の予防を心掛け、健康状態をチェックしましょう。

③ 不快からの自由

清潔で安全で快適な飼養場所を用意して、動物が快適に過ごせるようにしましょう。

④ 恐怖・抑圧からの自由

飼い主は動物が恐怖や抑圧を受けないように、また、精神的な苦痛や不安の兆候を示さないように、的確な対応をとりましょう。

⑤ 本来の行動がとれる自由

飼い主は、それぞれの動物が本能や習性に合った動物本来の行動がとれるよう工夫しましょう。

(3) 動物を適正に取り扱うガイドライン

人の管理下にある動物(哺乳類、鳥類、爬虫類)を4つに分類し、それぞれについて、適正に動物を取り扱うための基準が定められています。

家庭動物	家庭や学校などで飼われている動物 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」
展示動物	展示やふれあいのために飼われている動物（動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクションなど） 「展示動物の飼養及び保管に関する基準」
実験動物	科学的目的のために研究施設などで飼われている動物 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」
産業動物	牛や鶏など産業利用のために飼われている動物 「産業動物の飼養及び保管に関する基準」

また、動物の飼い主（所有者）は飼っている動物にマイクロチップや迷子札などを付けて所有者を明らかにすること、動物を殺す場合にはできる限りその動物に苦痛を与えない方法で行うことなどの指針も定められています。

「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」
「動物の殺処分方法に関する指針」

(4) 周辺の生活環境の保全と動物虐待の防止

責任をもって動物の世話をすることができないことで、騒音や悪臭、動物の毛の飛散、衛生害虫の発生などにより周辺の生活環境が損なわれている場合や、動物が衰弱するなどの虐待を受けるおそれがある場合に、都道府県知事等は飼い主等に対して必要な指導や助言をし、さらに改善の勧告や命令を行います。



(5) 動物取扱業の規制

ペットショップやペットホテルなど営利性がある業は第一種動物取扱業、動物保護施設など営利性がない業で、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物を取り扱う場合は第二種動物取扱業となります。

これらの動物取扱業を行うときは、動物を適正に取り扱うための基準を満たした上で、都道府県知事等に登録や届出をしなくてはなりません。都道府県等の動物愛護管理担当職員は立入検査を行い、施設や動物の取扱方法などに問題

がある場合は、都道府県知事等が改善するように勧告や命令を行います。また、悪質な業者には、登録の取消しや業務の停止命令を行います。

⇒詳しくは p12「4 動物取扱業の規制 1.第一種動物取扱業」
p16「4 動物取扱業の規制 2.第二種動物取扱業」

(6) 危険な動物の飼養規制

人に危害を加えるおそれのある動物として国が定めた動物(特定動物)を飼う場合は、都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

飼い主は、マイクロチップなどで動物の個体識別ができるようにし、動物が逃げ出さない構造の施設を設けて適切に管理しなくてはなりません。

⇒詳しくは p18「6 特定動物の飼養の規制」

(7) 動物愛護週間と普及啓発

国や都道府県等は、学校、地域、家庭などへの教育活動、広報活動を通じて、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を行います。また、毎年9月20日から26日を動物愛護週間とし、さまざまな行事が実施されます。



(8) 動物愛護管理基本指針と推進計画

国は「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(動物愛護管理基本指針)を定めています。これは、国の施策の基本的方向性と中長期的な目標を明確にして、計画的で統一的な施策を遂行することなどを目的としています。

動物愛護管理基本指針（国） ※令和2年最終改正

[構成]

- 第1) 動物の愛護及び管理の基本的考え方
- 第2) 今後の施策展開の方向
- 第3) 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項
- 第4) 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

[講ずべき施策]

- ・都道府県等の犬及び猫の殺処分数について令和12年度までに平成30年度比50%減となる概ね2万頭を目指す
- ・終生飼養や不妊去勢措置の徹底、所有明示措置の推進、及び遺棄の防止を進め、都道府県等の犬及び猫の引取り数について更なる減少を図る

(9) マイクロチップの装着、登録

飼い主は、迷子や災害時にはぐれた動物の発見を容易にするため、飼い主を明らかにする対応をとっておく必要があります。令和元年の法改正により、ブリーダーやペットショップで販売される犬と猫には、マイクロチップを装着することが義務となりました*。また、マイクロチップに記録されている15桁の番号と、対応する飼い主の情報をデータベースに登録しなければなりません。

* 必要な検討を行った上で、令和4年6月1日に施行されます。

* ブリーダーが所有する犬と猫についても義務となります。

⇒詳しくは p20「7 マイクロチップの装着、登録」

(10) 自治体の役割

都道府県や政令指定都市等の地方公共団体は、動物愛護管理推進計画の策定、犬や猫の引取りと負傷動物の収容、動物愛護管理センターの設置や動物愛護管理担当職員の配置、動物愛護推進員の委嘱など、自治体の種類に応じた取組を担っています。

⇒詳しくは p22「8 自治体の役割」

(11) 罰則

愛護動物（p10参照）をみだりに殺傷した者、ネグレクトなどの虐待を行つた者、遺棄した者、許可を受けないで危険な動物（特定動物）を飼養した者、登録せずに第一種動物取扱業を営んだ者などは、罰金や懲役に処せられます。また、これらを法人の従業者が業務で行ったときは、法人に対しても罰金刑が科せられます。

主な罰則		
愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者	5年以下の懲役又は 500万円以下の罰金	p10 参照
愛護動物をみだりに虐待した者	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	
愛護動物を遺棄した者	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	
無許可で特定動物を飼養保管した者	6か月以下の懲役又は 100万円以下の罰金*	p18 参照
無登録で第一種動物取扱業を営んだ者	100万円以下の罰金	
無届けで第二種動物取扱業を行つた者	30万円以下の罰金	p12 参照
不適切な多頭飼育者が措置命令に違反した場合	50万円以下の罰金	
* 法人は5000万円以下の罰金		

* 法人は5000万円以下の罰金